

令和元年 小諸市教育委員会 7月 第8回定例会 会議録

	日 時：令和元年7月3日（水）13：31から13：55まで 会 場：小諸市役所 3階 第1会議室 出席委員：小林秀夫教育長，山下千鶴子教育長職務代理， 塩川秀忠代表教育委員，柳澤由美子委員，田中隆之委員 事務局：教育次長，学校教育課長，子ども育成課長， 文化財・生涯学習課長，スポーツ課長， 教育総務係長，学校教育係長，子ども相談係長， スポーツ振興係長，指導主事4名，人権同和教育課長
代表委員	日程第1「開会の宣言」 ご苦労様です。 定足数に達しましたので、これより令和元年小諸市教育委員会7月第8回定例会を開会いたします。
代表委員	日程第2「招集あいさつ」 教育長より招集あいさつをお願いいたします。
教育長	令和の時代に入って3か月目に入りました。「令和」という言葉が、だいぶ耳に慣れてきた感じが致します。7月以降も、様々な会のあいさつの冒頭で「令和元年度最初の」という言葉が語られていくものと思います。そうした会議の一つ、各校区で行われている「安心安全協議会」は、子どもの安全に係わる多くの皆様によって、具体的な提言や情報交換が行われています。大変ありがたい会です。校区ごとに地域の状況が異なりますので、それぞれに独自性がありますが、皆様と共に、子ども達の安心安全を守っていききたいと思います。この会で語られることは、主として大人が子どもを守っていくための環境整備に係わる内容になりますが、子ども自身が発達段階にあわせて、自分の身を自分で守る力をつけていくことも大事になってくるかと思います。来週、坂の上小学校で行われる会をもって、すべての校区で会が終了しますが、一年間子ども達の安心安全が確保されていくことを願っています。さて、本日は、日程にあります内容です。よろしくようお願い致します。
代表委員	日程第3「会期の決定」についてを議題といたします。 お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日一日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

	(異議なし)
代表委員	ご異議なしと認めます。よって会期は、本日一日と決定いたしました。
代表委員	日程第4「専決報告」を議題とし、「1 小諸市立小・中学校文書規程の一部改正について」から、「3 寄附の受納について」までの3件を順次、報告をお願いします。 「1 小諸市立小・中学校文書規程の一部改正について」報告をお願いします。学校教育課長
学校教育課長	小諸市立小・中学校文書規程の一部改正についてご報告申し上げます。専決報告資料1ページをご覧ください。 昨年5月30日に不正競争防止法等の一部を改正する法律が公布され、その中で工業標準化法が改正されました。これに伴い、「日本工業規格」(いわゆるJIS)が「日本産業規格」に改称されることとなり、市の例規において関連する箇所を改正することとなったものでございます。内容につきましては、2ページの新旧対照表でご説明いたします。学校教育課が所管する「小諸市立小・中学校文書規程」は、小諸市立小中学校における文書の処理及び取扱いなどについて規定する例規でございますが、今般の法改正に伴い、第25条第2号中の「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるものでございます。 なお、この改正は、国の法律の施行日が本年7月1日であることから、告示日を6月28日として対応する必要がありましたので、専決とさせていただき、7月1日施行することで既に告示の手続きを行いましたのでご報告いたします。以上でございます。
代表委員	ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。 (質疑なし)
代表委員	ございませんので、次に「2 教育委員会共催・後援行事等承認状況について」報告をお願いします。文化財・生涯学習課長
生涯学習課長	6月定例教育委員会以降の、共催・後援行事等の承認状況についてご報告申し上げます。専決報告資料の3ページをご覧ください。 No1の東御市文化会館が6月30日から9月1日に東御市文化会館・松本市上土劇場・長野市ネオンホールで開催する「舞台制作室モン・

	エトワレ演劇公演 三日月のジュリエットに、紙の船」から、No11 の小諸市文化協会が 12 月 6 日・7 日に小諸市公民館で開催する「第 32 回小諸市短詩型文学祭及び諸流華道展」まで、後援 11 件でございます。 1 件について、説明させていただきます。No2 のこもろスクール's マーケット実行委員会が 9 月 1 日に相生町 2 丁目、3 丁目、藤村プロムナードで開催する「こもろスクール's マーケット」は、芦原中学校 P T A ・小諸東中学校 P T A ・小諸商業高等学校 P T A ・相生町商店街振興組合が実行委員会を組織して、バザーのほか、市内小中学校吹奏楽部や合唱班によるふれあい音楽会や、KMR すみれっこによるステージイベントなどを開催するもので、今年で 12 回を数えます。毎年、大勢のお客さんで大変にぎわっており、小諸を代表するイベントのひとつとなっています。 以上、今回の後援 11 件は、いずれも基準を満たす事業でありましたので、後援を承認したことをご報告いたします。よろしく願いいたします。
代表委員	ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。 (質疑なし)
代表委員	ございませんので、次に「3 寄附の受納について」報告を願います。学校教育課長
学校教育課長	寄付の受納について学校教育課分からご報告を申し上げます。資料の 5 ページをご覧ください。先に申し上げますが、本寄付につきましては寄付者のご意向で匿名という扱いとなっておりますので、記載通りのご説明はさせていただきますが、議事録等では匿名という扱いにさせていただきます。6 月 20 日に〇〇様(匿名希望)から現金 100 万円の寄付を頂きました。寄付の目的は学校教育での活用ということでございます。寄付者の意向に添いまして学校教育の中で備品の購入等に充てていきたいというふうに考えております。学校教育課分については以上でございます。
代表委員	子ども育成課長
子ども育成課長	6 ページをご覧ください。子ども育成課関係の寄付の受納につきまして報告いたします。寄付者は、小諸市乙女〇〇号、国際ソロプチミスト小諸会長矢島康子様です。毎年ご寄付をいただいております、

	今年度も、子供達の情操教育の一助として、こもロッジと、市内の 9 保育園、それから 6 児童館の計 16 施設へ、絵本購入のための図書カードを 16 万円分いただきました。寄付者の意向に沿って、各施設で絵本購入のために活用させていただきます。以上になります。
代表委員	ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。 (質疑なし)
代表委員	ございませんので、日程第 4 専決報告については終わります。
代表委員	日程第 5 「議案審議」に入ります。 議案第 45 号「小諸市子どもセンター条例施行規則の一部改正 について」事務局から説明願います。子ども育成課長
子ども育成課長	議案第 45 号「小諸市子どもセンター条例施行規則の一部改正について」ご説明します。議案書 1 ページになります。この改正は、子どもセンターの利用の際に提出してもらいます利用登録書の様式を変更するものです。子どもセンターの利用者は、子育て支援センター部分を利用する、乳幼児と、児童館部分を利用する小学生、中・高生がいます。これまでの利用登録書の様式では、必要な利用者の情報を得るには不十分だったため、様式を 3 種類に分けまして、2 ページの様式第 1 号が乳幼児用、4 ページの様式第 1 号の 2 が小学生用、6 ページの様式第 1 号の 3 が中学生・高校生用として、それぞれの利用者に応じた情報を記入してもらうようにしました。それから 8 ページの新旧対照表をご覧ください。第 5 条を、利用者によって利用登録書の様式を使い分けるよう、条文を修正するものです。なお附則で、この規則は公布の日から施行とするものです。 以上、議案第 45 号の要綱の一部改正について説明しましたが、ご審議の上、承認いただきますようお願いいたします。
代表委員	以上で議案第 45 号の提案理由の説明を終わります。 続きまして、議案第 46 号「小諸市美南ガ丘児童館条例施行規則の一部改正について」事務局から説明願います。子ども育成課長
子ども育成課長	議案第 46 号「小諸市美南ガ丘児童館条例施行規則の一部改正について」ご説明します。議案書 9 ページからになります。この改正も、児童館利用の際の利用登録書を 10 ページにあります様式第 1 号のよう

代表委員	に変更まして、利用にあたって必要な情報を記入できるようにするものです。なお、公布の日から施行とするものです。 以上が、議案第 46 号の要綱の一部改正の内容です。ご審議の上、承認いただきますようお願いいたします。 以上で議案第 46 号の提案理由の説明を終わります。 続きまして、議案第 47 号「小諸市北大井地区児童地域交流センター条例施行規則の一部改正について」事務局から説明願います。子ども育成課長
子ども育成課長	議案第 47 号「小諸市北大井地区児童地域交流センター条例施行規則の一部改正について」ご説明します。議案書 13 ページからになります。この改正も、児童館利用の際の利用登録書を 14 ページにあります様式第 1 号のように変更まして、利用に必要な情報を記入できるようにするものです。同じく公布の日から施行するものです。 以上が、議案第 47 号の要綱の一部改正の内容です。ご審議の上、承認いただきますようお願いいたします。
代表委員	以上で議案第 47 号の提案理由の説明を終わります。 続きまして、議案第 48 号「小諸市水明児童館条例施行規則の一部改正について」事務局から説明願います。子ども育成課長
子ども育成課長	議案第 48 号「小諸市水明児童館条例施行規則の一部改正について」ご説明します。議案書 17 ページからになります。同様に、児童館利用の際の利用登録書を 18 ページにあります様式第 1 号のように変更しまして、利用に必要な情報を記入できるようにするものです。公布の日から施行するものです。 以上が、議案第 48 号の要綱の一部改正の内容です。ご審議の上、承認いただきますようお願いいたします。
代表委員	以上で議案第 48 号の提案理由の説明を終わります。 続きまして、議案第 49 号「小諸市児童クラブ条例施行規則の一部改正について」事務局から説明願います。子ども育成課長
子ども育成課長	議案第 49 号「小諸市児童クラブ条例施行規則の一部改正について」ご説明します。議案書 21 ページになります。この改正は、児童クラブ入会の際に提出してもらいます入会申込の様式を変更して、利用に必要な情報を記入できるようにするものです。様式は 22 ページの「児童

	クラブ入会申請書」とその添付書類として 23 ページの「就労証明書」24 ページの「利用登録書」をひとセットとします。それから 26 ページの新旧対照表になりますが、入会申し込みの第 5 条で、これまで様式を児童クラブ入会申込書としていましたが、児童館と統一して申請書とするものです。なお公布の日から施行とするものです。 以上、議案第 49 号の要綱の一部改正について説明しましたが、ご審議の上、承認いただきますようお願いいたします。
代表委員	以上で議案第 49 号の提案理由の説明を終わります。 続きまして、議案第 50 号「小諸市子どもセンター延長利用規則の一部改正について」事務局から説明願います。子ども育成課長
子ども育成課長	議案第 50 号「小諸市子どもセンター延長利用規則の一部改正について」ご説明します。議案書 17 ページからになります。これは子どもセンターの条例で定める開館時間外で、児童クラブと同様に昼間、留守家庭となる児童を預かる延長利用の際の申請書を変更するものです。利用に必要な情報を記入できるようにすることと、児童クラブの様式と統一するものです。様式は 28 ページの「子どもセンター延長利用申請書」とその添付書類として 29 ページの「就労証明書」になります。なお公布の日から施行とするものです。 以上、議案第 50 号の要綱の一部改正について説明しましたが、ご審議の上、承認いただきますようお願いいたします。
代表委員	以上で議案第 50 号の提案理由の説明を終わります。 続きまして、議案第 51 号「小諸市美南ガ丘児童館延長利用規則の一部改正について」事務局から説明願います。子ども育成課長
子ども育成課長	議案第 51 号「小諸市美南ガ丘児童館延長利用規則の一部改正について」ご説明します。議案書 31 ページからになります。これも子どもセンターと同様に、美南ガ丘児童館の条例で定める開館時間外に、児童を預かる延長利用の際の申請書を変更するものです。様式は 32 ページの「美南ガ丘児童館延長利用申請書」とその添付書類の「就労証明書」になります。なお公布の日から施行とするものです。 以上、議案第 51 号の要綱の一部改正について説明しましたが、ご審議の上、承認いただきますようお願いいたします。
代表委員	以上で議案第 51 号の提案理由の説明を終わります。 続きまして、議案第 52 号「小諸市北大井地区児童地域交流センター

	延長利用規則の一部改正について」事務局から説明願います。子ども育成課長
子ども育成課長	議案第 52 号「小諸市北大井地区児童地域交流センター延長利用規則の一部改正について」ご説明します。議案書 35 ページからになります。これも同様に、児童館の延長利用の際の申請書を変更するもので、様式は 36 ページの「延長利用申請書」と添付書類の「就労証明書」になります。公布の日から施行とするものです。 以上、議案第 52 号の要綱の一部改正について説明しましたが、ご審議の上、承認いただきますようお願いいたします。
代表委員	以上で議案第 52 号の提案理由の説明を終わります。 続きまして、議案第 53 号「小諸市水明児童館延長利用規則の一部改正について」事務局から説明願います。子ども育成課長
子ども育成課長	議案第 53 号「小諸市水明児童館延長利用規則の一部改正について」ご説明します。議案書 39 ページからになります。同様に、児童館の延長利用の際の申請書を変更し、40 ページの「延長利用申請書」と添付書類の「就労証明書」の様式とするものです。公布の日から施行とします。 以上、議案第 53 号の要綱の一部改正について説明しましたが、ご審議の上、承認いただきますようお願いいたします。
代表委員	以上で議案第 53 号の提案理由の説明を終わります。 以上で、日程第 5 「議案審議」については、終わります。
代表委員	日程第 6 「議案の質疑及び採決」に入ります。 議案第 45 号について、ご質疑ございませんか。 (質疑なし)
代表委員	なければ、以上で議案第 45 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第 45 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。 (異議なし)
代表委員	ご異議なしと認めます。よって、議案第 45 号は原案のとおり承認さ

代表委員	れました。 続きまして、議案第 46 号について、ご質疑ございませんか。 (質疑なし) なければ、以上で議案第 46 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第 46 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。 (異議なし)
代表委員	ご異議なしと認めます。よって、議案第 46 号は原案のとおり承認されました。 続きまして、議案第 47 号について、ご質疑ございませんか。 (質疑なし)
代表委員	なければ、以上で議案第 47 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第 47 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。 (異議なし)
代表委員	ご異議なしと認めます。よって、議案第 47 号は原案のとおり承認されました。 続きまして、議案第 48 号について、ご質疑ございませんか。 (質疑なし)
代表委員	なければ、以上で議案第 48 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第 48 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。 (異議なし)
代表委員	ご異議なしと認めます。よって、議案第 48 号は原案のとおり承認されました。 続きまして、議案第 49 号について、ご質疑ございませんか。

代表委員	(質疑なし) なければ、以上で議案第 49 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第 49 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。
代表委員	(異議なし) ご異議なしと認めます。よって、議案第 49 号は原案のとおり承認されました。 続きまして、議案第 50 号について、ご質疑ございませんか。
代表委員	(質疑なし) なければ、以上で議案第 50 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第 50 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。
代表委員	(異議なし) ご異議なしと認めます。よって、議案第 50 号は原案のとおり承認されました。 続きまして、議案第 51 号について、ご質疑ございませんか。
代表委員	(質疑なし) なければ、以上で議案第 51 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第 51 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。
代表委員	(異議なし) ご異議なしと認めます。よって、議案第 51 号は原案のとおり承認されました。 続きまして、議案第 52 号について、ご質疑ございませんか。 (質疑なし)

代表委員	なければ、以上で議案第 52 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第 52 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。 (異議なし)
代表委員	ご異議なしと認めます。よって、議案第 52 号は原案のとおり承認されました。 続きまして、議案第 53 号について、ご質疑ございませんか。 (質疑なし)
代表委員	なければ、以上で議案第 53 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第 53 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。 (異議なし)
代表委員	ご異議なしと認めます。よって、議案第 53 号は原案のとおり承認されました。 以上で、日程第 6 「議案の質疑及び採決」については終わります。
代表委員	日程第 7 「閉会の宣言」 以上で、付議された案件は全て終了いたしました。これをもちまして、令和元年小諸市教育委員会 7 月第 8 回定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。